○南房総市小向ダムテレメーター警報無線管理運用規程

平成18年3月20日 訓令第33号

(趣旨)

第1条 この訓令は、南房総市小向ダムテレメーター警報無線の適正な運用を図るため、 必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。
 - (1) 無線局 電波法(昭和25年法律第131号)第2条第5号に規定する無線局をいう。
 - (2) 親局 子局を作動させ、測定器の測定結果を提出させるため及び住民に警報を発するため、小向ダム、浄水場管理事務所内に設置された無線局をいう。
 - (3) 子局 親局の電波を受信して、測定器の測定結果を提供するため及び住民に警報を発するために設置された無線局をいう。

(設置場所)

- 第3条 水道施設(ダム)の保全及び観測並びに警報に関する事項を取り扱うため、次に 掲げる場所に無線局を開設する。
 - (1) 親局の名称及び設置場所は、別表第1のとおりとする。
 - (2) 子局の名称及び設置場所は、別表第2のとおりとする。

(管理運用の総括)

- 第4条 無線局の管理運用の事務を総括するため総括管理者を置く。
- 2 総括管理者は、市長とする。

(無線局の職員)

第5条 無線局には、管理責任者及び無線従事者を置く。

(管理責任者)

第6条 管理責任者は、無線局の管理運用を行い無線従事者の指揮監督をする。

2 管理責任者は、小向ダム、浄水場管理事務所の所長又はその職に準ずる職にあるもの とする。

(無線従事者)

- 第7条 親局には、無線従事者を置く。
- 2 無線従事者は、管理責任者のもとで無線局を運用し施設の点検及び整備をする。
- 3 無線従事者は、資格を有する者のうちから管理責任者が指名する。

(無線従事者の配置)

- 第8条 総括管理者は、無線局の適切な運用を図るため、無線従事者を養成し配置しなければならない。
- 2 総括管理者は、無線従事者を選任及び解任したときは、遅延なく総務大臣に届け出なければならない。

(資格者養成及び研修)

第9条 総括管理者は、無線局に必要な資格者を養成確保し、この業務に携わる関係職員 等に対し運用上必要な知識及び技能の研修を行わなければならない。

(業務書類等の整備)

- 第10条 管理責任者は、次の書類等を管理及び保管する。
 - (1) 無線局免許証
 - (2) 申請書等の写し
 - (3) 電波法令集
 - (4) 無線局検査簿
 - (5) 業務日誌

(業務日誌)

- 第11条 管理責任者は、毎年1月から12月までの無線業務日誌抄録を作成し、総括管理者に提出しなければならない。
- 2 総括管理者は、無線業務日誌抄録を総務大臣に提出しなければならない。

(事故等の場合の措置)

第12条 無線従事者は、事故のため通信を行うことができなくなったときは直ちに必要

な措置をするとともにその旨を管理責任者に報告し、事故の状況、処置等を無線業務日 誌に記録しなければならない。

(保守)

第13条 管理責任者は、正常な通信を確保するため無線設備の点検整備を行わなければならない。

附則

この訓令は、平成18年3月20日から施行する。

別表第1(第3条関係)

親局の名称及び設置場所

呼出名称	周波数	出力	用途	設置場所	
すいどうこむ	71.91MHz	1 W	監視局	南房総市和田町上三原1028番地 南	房
かいだむ				 総市小向ダム浄水場管理事務所内	

別表第2(第3条関係)

子局の名称及び設置場所

呼出名称	周波数	出力	用途	設置場所
すいどうしん	7 1. 9 1	O. 5W	雨量局	南房総市大井字上北2409番地 新田
でん	MHz			雨量局舎内
すいどうふの	JJ	II.	水位局	南房総市和田町布野154番地 布野水
ばし				位局舎内
すいどうみは	ıı	<i>II</i>	警報局	南房総市和田町小川字駒場下385番地
らばし				三原橋警報局舎内